

トヨタ販売連合健康保険組合 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年6月1日～令和6年5月31日までの5年間

2. 内容

目標：計画期間内の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり
平均年間12日以上とする。

<対策>

- 令和元年6月～ 上司による取得状況のとりまとめフォローなど
促進のための活動の開始